

■ 1-2 拘縮の有無の定義 (P36~P40 参照)

対象者が可能な限り力を抜いた状態で、他動的に四肢の関節を動かした時に関節の動く範囲が著しく狭くなっている状況をいう。

他動的=ほかの人が動かす

調査員が対象者の手足を持ち、関節を動かし可動域制限があるかどうかを確認する。

確認動作ができない=可動域制限がある=拘縮「ある」

①「肩関節」「股関節」「膝関節」を確認し、複数の部位に関節の動く範囲の制限がある場合は**すべて**選択する。他動的に動かしてみて制限がある場合が該当し、自力では動かさせないという状態だけでは該当しない。

②**肩関節と膝関節**は左右のいずれかに制限があれば「制限あり」とする。**股関節の外転**は左右どちらかに開けばよい。

③疼痛のために関節の動く範囲に制限がある場合も含む。

④福祉用具（補装具や介護用品等）や器具類を使用している場合は、使用している状況で選択する。

⑤筋力低下については「1-1 麻痺等の有無」において評価する。

⑥項目が定義する**範囲以外の可動域制限によって日常生活上に支障**がある場合は、特記事項に記載する。

● 肩関節の確認

肩の高さ（90度）まで、前方向、横方向に腕が他動的にあがるかを確認する。

脱臼を防ぐため親指を上に向けてゆっくりあげる。



円背の場合の確認

肩関節の屈曲（前方向）

肩関節の外転（横方向）

顎の辺りまであげれば制限なし。



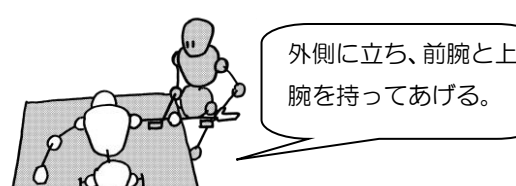
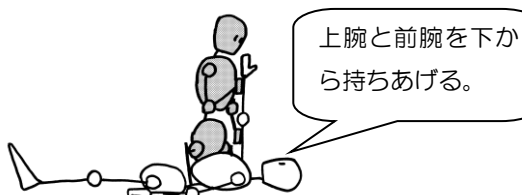
真横にあげず背中丸みに沿って斜め前方へあげる。



仰臥位の場合の確認

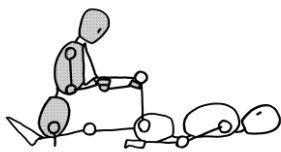
肩関節の屈曲（前方向）

肩関節の外転（横方向）



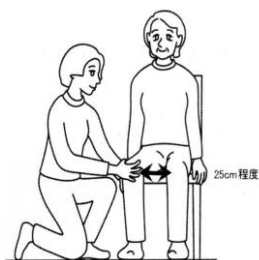
●股関節の確認

屈曲の確認 股関節が直角（90度）程度他動的に曲がるか（屈曲）を確認する。

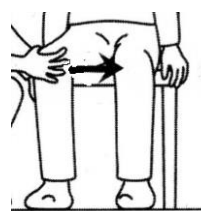


拘縮『ある』
屈曲 45度制限有
リクライニング車
椅子必要な人等。

外転の確認 膝を閉じた状態から、膝の内側が 25cm 程度他動的に開くか（外転）を確認する。



片方の足に外転制限があっても、膝の内側を 25cm 程度開くことができれば拘縮は「ない」を選択する。

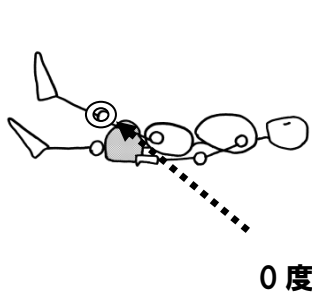
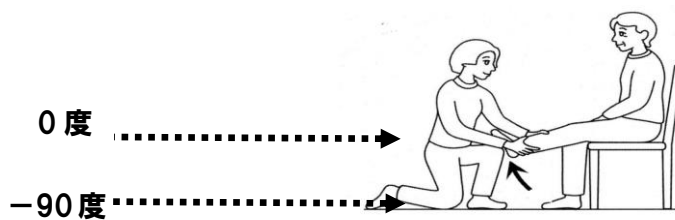


内転できない場合は、特記事項に記載する。拘縮は「ない」を選択する。

●膝関節の確認

膝関節の伸展（伸ばす）と屈曲（曲げる）それぞれについて可動域制限を確認する。

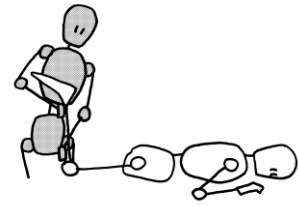
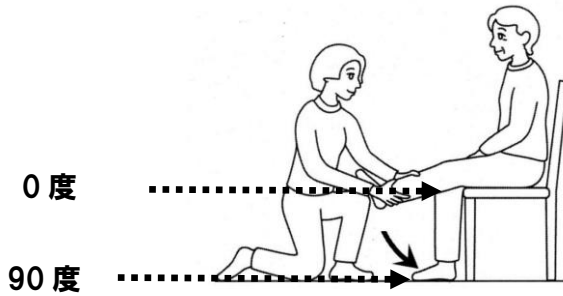
伸展の確認 下肢を下ろした状態（-90度）から水平位置（0度）方向へ他動的に上げることができるかを確認する。



水平位置

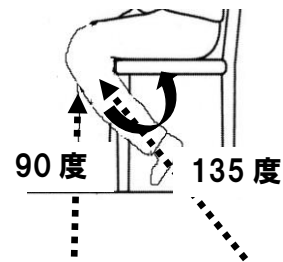
膝の関節を確認する。
水平位置ではなくても膝が伸びていれば拘縮は「ない」を選択。

屈曲の確認 水平位置（0度）から床方向へ（90度）他動的に曲げることができるかを確認する。



腹臥位にて膝の屈曲確認

膝関節に90度以上の屈曲制限がある場合・・・
 規定の動作はきているので拘縮は「ない」
 特記事項に「135度の屈曲制限があるため正座ができない」など、どこまで曲げることができるかと生活への支障を記載する。



麻痺と拘縮の関係

拘縮があり、自動的・他動的にも同じ高さまで挙上、静止保持できる場合、拘縮を**軽度の可動域制限**と判断するか**著しい可動域制限**と判断するかにより、麻痺の有無の選択が異なる。



具体的には・・・

- ★**軽度の可動域制限**の場合は、他動的に最大限動かせる高さまで自動的に挙上し、静止保持できれば（筋力の低下等はないと考え）麻痺は「ない」、拘縮は「ある」を選択する。
- ★**著しい可動域制限**があり、確認動作が行えない場合は、（筋力の低下があるか確認できないためと考え）麻痺・拘縮ともに「ある」を選択する。

拘縮の軽度の可動域制限と著しい可動域制限の判断基準は明確に定められていない。調査員の判断で選択し、その状況を特記事項に記載した上で審査会の判断を仰ぐ。

そのため特記事項には・・・

- ①部位②確認した動作③角度④選択根拠⑤日常生活に支障があればその状況を記入する。
- ④**選択根拠**には、「軽度の可動域制限と判断し麻痺なしとする」「著しい可動域制限と判断し麻痺ありとする」等の記載が必要。

例：「右上肢は自動的に80度まで挙上静止保持可。肩関節は他動的に80度可。軽度の可動域制限と判断し「麻痺なし」「拘縮あり」を選択する。日常生活では、上着の着脱に時間がかかり、高い部分の掃除や物を取る等に支障有り。」